

**奈良県立大学附属高等学校**  
**令和7年度研修旅行実施業務プロポーザル実施要領**

**1.趣旨**

県内初の探究科単科高校として発足した奈良県立大学附属高等学校にとって、第2学年の半ばで参加する研修旅行は、生徒たちにとっての探究的学びの一助となる、またとない機会である。

企画段階から生徒が主体的に関わることにより、学年のテーマに掲げている「自分で考え行動する」ことに繋がるとともに、現地で個々が自律的に活動することを通して、社会で生き抜くために必要とされる課題設定力や課題解決力を身に付けることを目的として研修旅行を実施する。

本要領は、「奈良県立大学附属高等学校 令和7年度研修旅行実施業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定める。

**2.業務の概要**

**(1)業務名**

「奈良県立大学附属高等学校 令和7年度研修旅行実施業務」

**(2)業務内容**

奈良県立大学附属高等学校令和7年度研修旅行実施業務に係る仕様書(以下、「仕様書」という。)に示すとおり。

**(3)予算上限額**

生徒一人当たり10万円程度(12万円を上限とする。)

※消費税及び地方消費税の額を含む。

参加予定人数 187人(生徒175人、教員12人)

**(4)委託期間**

契約締結日から令和7年12月26日まで

**(5)企画提案の性格**

この企画提案は公募型プロポーザルにより実施します。

なお、この企画提案は、「奈良県立大学附属高等学校校外活動検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」において定めた生徒一人当たりの予算の範囲内において、提案者独自の企画提案を通して評価することにより、企画力及び業務遂行能力の高い事業者を選定するものとします。

**3.公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格**

次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

(1)公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項及び第2項の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3)奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「7 諸サービス」、小分類「④ 旅行業」に登録している者であること。

(4)上記の競争入札参加資格者名簿に登録されている都道府県において、入札参加停止の期間中でない者であること。

(5)過去2年間において、国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人又は学校法人との間で、本業務と種類及び規模を同程度以上とする契約を2件以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

#### 4. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

##### (1) 参加表明の提出書類 各1部

- ①参加表明書(様式1-①)
- ②事業者概要(パンフレット可)
- ③契約履行実績証明書(様式1-②)

内容が具体的に確認できる書類を添付すること。(契約書の写し等)

- ・公告日から過去2年以内の実績について記載してください。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人又は学校法人との間で、本業務と種類及び規模を同程度以上とする契約を2件以上記載してください。

##### (2) 企画提案の提出書類 各正本1部 副8部

実施要領及び仕様書に基づき、次の書類を作成してください。様式はすべて任意とします。

- ①企画提案書
- ②企画書
- ③業務実施体制表
- ④旅行行程表
- ⑤見積書

・内訳の詳細、積算根拠を記載すること。

※提出書類は、原則『A4版、フォントサイズ 10.5 ポイント以上、横書き、長辺綴じ』で作成し、上記(1)②企画書及び③業務実施体制表は、表紙及び目次を除き、合わせて20ページ以内としてください。

※文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えありません。

※提出書類は、正本として提出物①～⑤を1部、副本として提出物②～⑤を8部作成してください。なお、企画提案者名については、正本のみ記載することとし、副本には提案者名を判読できるような記載をしないでください。

#### 5. プロポーザルに係る説明会

実施しません。

#### 6. 参加表明書の提出

4(1)に掲げる書類の提出については、次のとおりとします。

##### (1) 提出期限

令和6年7月2日(火)午後5時まで

・提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等の指示がある場合は、調整期日である令和6年7月5日(金)午後5時までに再提出してください。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)によるものとします。

持参の場合の受付時間は土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、令和6年7月2日(火)午後5時までに必着。

##### (3) 提出先

〒630-8044 奈良市六条西三丁目24番1号 奈良県立大学附属高等学校

電話 0742-81-4430 FAX 0742-81-4431

メール fuzoku@narapu.ac.jp

## 7. 企画提案にかかる質問及び回答

### (1) 質問受付期限

令和6年6月26日(水)午後5時まで

### (2) 質問方法

質問票(様式A)を6(3)の提出先に提出してください。送付後は、受信確認のため電話連絡をしてください。なお、電話、口頭での質問は受け付けません。

### (3) 質問に対する回答

質問等をとりまとめ、令和6年6月27日(木)に、本校ホームページ上にて回答を掲載します。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しません。

## 8. 企画提案書等の提出

4(2)に掲げる書類は、令和6年7月11日(木)にプレゼンテーション当日に9部(正本1部、副本8部)を持参してください。

## 9. 企画書等の評価

### (1) 契約候補者の選定

「奈良県立大学附属高等学校校外活動検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)において、評価点方式により各委員及び代表生徒の採点結果の合計点数を提案者の得点として順位付けを行い、企画提案内容が優れている最優秀提案者を1事業者選定します。

※提案者が2者以上の場合、各審査員による合計点が、最も高い点を獲得した者を最優秀提案者とします。

※提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の得点を獲得し、検討委員会において契約の相手方として適当と認められた者を最優秀提案者とします。

### (2) 評価項目等

評価は、別添「奈良県立大学附属高等学校令和7年度研修旅行プロポーザルにかかる企画提案の評価等について」の5. 評価基準表によるものとします。

### (3) プレゼンテーション

①日程 令和6年7月11日(木)15時30分～(予定)

プレゼンテーションの詳細については、参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して別途通知します。

②場所 奈良県立大学附属高等学校(予定)

③留意事項

- ・時間は1参加者あたり20分程度とする(プレゼンテーション15分、ヒアリング5分)。
- ・プレゼンテーションは参加表明の受付順に行う。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は3人までとする。
- ・プレゼンテーションにおいてパソコンを使用する場合は各自持参すること。
- ・プレゼンテーションにおいて企画提案書に記載のない新たな提案や、提案の修正を行わないこと。

## 10. 最優秀提案者の選定及び通知

上記9により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

選定の結果については、令和6年7月12日(金)に各提案者あて書面で通知します。

なお、選定経過等に関する問合せには一切応じません。

## 11. 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者として選定された者（以下、「受託者」という。）に対し、双方協議のうえ、本校は書面により受注型企画旅行の申込を行い、受託者は当該旅行契約を引き受けた旨を証する書面を交付するものとします。

## 12. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- ① 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ② 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- ③ 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- ④ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑤ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑥ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑧ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑨ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記④から⑧のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑩ この契約に係る下請契約等に当たって、上記④から⑧のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑨に該当する場合を除く。）において、本校がこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑪ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本校に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 13. その他企画提案等にかかる留意事項

### (1) 実施要領の承諾

この企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (3) 提出書類の返却

提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しません。ただし、本企画提案に係る審査以外には使用しません。なお、提案者は、提出した企画提案書等を本校に無断で他に使用することを禁止します。

### (4) 提案書類の追加、修正等

提出された企画提案書等を受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めません。

#### **(5) 提案にかかる費用負担**

提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。

#### **(6) 提案者の欠格事由**

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ①提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ②提案に参加する資格がない者が提案したとき
- ③この企画提案に対して、同一の事業者が複数の提案をしたとき
- ④提出のあった提案書等が様式及び記載状の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ⑤提出のあった提案書等において、契約上限額を超える見積を提案したとき
- ⑥見積書の金額、住所、氏名、陰影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ⑦その他、提示した事項および企画提案に関する条件に違反したとき

#### **(7) 参加資格の喪失**

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が指名停止等参加資格の喪失の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と契約締結手続きに移行します。

#### **(8) 辞退**

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに参加辞退の旨を明記した書面（任意様式）により届けてください。

#### **(9) 再委託の禁止**

当該業務の受託者は、この業務の全部又は主たる業務を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の性質上やむを得ない部分について、本校があらかじめ承諾した場合において、業務の一部を再委託することは可能とします。

### **14. その他**

- (1) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき提出書類を公開する場合があります。
- (2) 委託業務の協議事項や進め方については、担当部署の指示に従ってください。
- (3) その他定めのない事項については、公立大学法人奈良県立大学の諸規程、奈良県個人情報保護条例その他関係法令等によるものとします。